

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號五第 卷一十五第

月一十年五十和昭

紀元二千六百年記念論文集

新體制下の企業とその指導者

大塚 一朗

一 新體制に於ける企業に行く方

『今やわが國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋に當り世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも独自の立場に於て迅速果敢且つ有效適切にこれに對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新體制確立の必要があるのである。』

右は、今年八月中旬頃より急激な進展態勢を現示して來た所謂新體制運動の本質的意義を闡明すべく、その首導者近衛公爵が新體制準備會第一回總會に述べられたる聲明中の冒頭言である。新體制運動は本文執筆の今日では、未だその機關係統も十分に整備せられず、況やその固有の使命たる庶制革新の具體的展開様相も正確には見透しをつけ難い段階にある。しかし、一方第一回準備會以來内外世上に現はれた諸情勢を窺ひ、他方又近衛公爵が此の運動に於て占める固有の位置を顧みて判斷すれば、前掲聲明冒頭言の趣旨に對して、それが新體制運動の今後の展開過程の上で持つであらう決定的意義に就き、特別な重要性を認めざるを得ない。蓋し、かの冒頭言は新體制運動の本質的、根原的意義に關する近衛公爵の確信的所見を表明したるものとして、長く此の運動の上に

現實的規範力を維持して行くに違ひ無いと判斷される。吾人の所見によれば、その中には新體制運動の全體を貫いてこれを制約すべき核心的にして且つ直接的なる運動目的と並にその目的の爲の實踐行動に對する指導的目標とが、極めて端的に指摘され、一義的に確定されてゐるからである。新體制運動は如何なる直接目的の爲に奉仕すべきものであるか、而して又新體制運動がその目的に達する爲の手段的實踐は如何なる指導的目標を追求すべきものであるか、その中に極めて雄渾率直なる文態を以て述べられてゐるのである。これによれば新體制運動は我皇國に於ける高度國防國家の建設完成を直接の一義的目的としてゐることが分る。皇國高度國防國家の建設が、曠古の歴史的轉換期たる現下の國際關係に對處して、皇國體的理想の完遂の爲に絶対不可缺の前提條件たる所以の認識に立脚して、新體制をそれに對する基礎的地盤たらしめんとするのである。更に新體制運動は、右の直接目的を達する爲に『政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける體制一新』を目標としての諸實踐を強力に展開すべきものであることがそこに力強く要請されてゐる。惟ふに、新體制運動の具體的にして直接なる目的は、高度國防國家の建設てふ一點に存してをり、而して、新體制運動の具體的目標内容は右の目的に制約せられ且つこれに歸嚮する全面的國內體制の一新である。茲に、明確に、新體制運動の本質的性格を把握せねばならぬ。此の認識とそれへの承認とに就て、推進者層間に一人でも異心異論があるやうでは、一億一心てふ國體的契機を本質的屬性として強力に推進せしめられんとしてゐる新體制運動も、既にその出發點から根柢の毀裂を免れざることになるのである。

新體制運動にとつて、しかく重要な意義を占める高度國防國家の建設も、これが概念について未だ政治的に權

威ある理路明快の理論的説明が與へられてゐるのを知らない。吾人もまた茲でそれに就て特に詳密なる考察を進むべき餘裕を持つてゐない。しかしこれに就ての吾人の所見を一言するならば、我が皇國に於ける高度國防國家の建設の努力とは、一方から見て皇國の政治的組織面、又他方から見れば皇國統治の機關體系が皇國の存立と皇基の恢弘とを阻む外敵障礙に對して最高の擊破能力を獲得し得べきものとなるやうに、その目的の爲に、皇國要素の一切が、集中的に動員されて最高度の能率を發揮するに至ることであるといへやう。而して、これが實現の爲には、我が政治、經濟、文化等、凡そ國家、國民生活の百般方面に關する體制一新の必要不可避なるは、一方我が國家の現國際政局に於ける國防關係と他方に國家、國民生活に於ける現狀とを對照せしめて考察するものが、一致して到著すべき必然的結論である。一點の疑義も存する餘地が無い。就中、産業又は更に廣く經濟の面に於ては、高度國防國家建設の爲にその面の果すべき役割が特別に重大であるだけに、それに對して格別に顯著なる體制一新を斷行すべきことが要望され期待されてゐる。それは、利潤至上主義を經とし、自由主義を緯として構成されて來た傳統久しき經濟制度の現狀が我が國力諸要素をして高度國防國家の建設の方向線に沿ふてその最高能率を涵養發揮せしめんとする目的と矛盾する狀況にあること、従つて又速に國民經濟の全範域に涉る計劃的統制強化の實現の必要切なるものがあることの、一般に認識されてゐることを意味してゐる。

經濟機構の革新は、これを一概にいふならば、相互に密接に關聯する二方面を持つてゐる。その二方面は國民經濟的構成體の本質に屬する有機的關聯によつて相互に結び合はされてゐるから、一方の革新は必然的に他方の革新を伴はねばならぬ。經濟機構の兩方面とは、國民經濟の全範域に涉つてこれを包括する總體面的機構と、そ

- 2) 週報201號には、陸軍省情報當局が國防國家建設の必要を詳密具體的に説明してゐられる。
- 3) 吾人が茲にいふ統治機關とは、皇國の大御親にして又皇國統治の主體にあらせ給ふ上御一人が皇國を治しめし給ふ大業に役立つ一切の人的物的要素をいふ。

の總體面的機構に支へられて自己の存立を保ちながら、一面又その總體面的機構の構成的要素となつてこれが存立を支持してゐるところの單位經濟面的機構とである。利潤至上主義乃至主義が主體的原理と自由主義とふ環境的原理との内外両面の原理を止揚して、國民經濟全體が國防國家目的指向の計劃的統制の原理によつて再編成せらるべき場合、機構の革新は、ただ總體面的機構革新の線のみ不停頓してゐることを許されない。國民經濟的機構は、今や國民經濟の内容全體が自覺的に國防國家建設目的に向つて集中的に動員せられべきことを基準として、全面的に再編成せられねばならぬところの、いはゞ運命の時機に際會したのである。此の革新進展の過程に於て、箇々の單位經濟殊に生産機能的單位經濟の內面的機構の革新は如何になさるべきであり、又如何になされるであらうか。勿論、此の革新は實際上には、總體面的機構の革新と離れて單獨に恣意的に行はれ得べきものではないが、考察としては、一應これを中心の對象として單獨に取上げることは出来る。既に今日に於て、單位經濟的機構の革新はそれに關して各方面の研究を惹起してゐる如くに見える。しかし、茲では、單位經濟的組織體について、その機構革新の問題を考察する場合の必至の大前提と、並びにかゝる前提に制約されての歸結たる革新的單位經濟機構が持つであらう性格的契機とに就て、端的に私見の要領を述べてゆきたい。

最初に述べおいた通り、新體制運動は高度國防國家建設でふ直接目的の追求をその根本動因として展開される國家本位的革新運動である。尤も、現時我國の到達した如き高度資本主義制地盤の上にて、政治、經濟、文化等社會各方面に渉る根本的な革新運動が展開される場合には、その革新の本質的性格が本來は國家本位的のものであるにしても、これに對して動もすれば、多かれ少かれ社會階級本位的革新(social revolution)の思想及び實行運

らの考察としては、自由主義と所有権との間に、少くとも價值關係的には、右述ぶるところと逆な關係があつて、自由の要求から財産民有權が維持され發展せしめられて來たとの見解も成立し得るといへやう。⁵⁾しかし、經濟的現象形態の面に即しての問題としては、從來の經濟的自由主義は而して殊に利潤至上主義の原理は、實に生産財産民有の制度従つて個別民有制的單位生産經濟の組織があつて、それから生み出され、これによつて支持發展せしめられた、制度の兒である。

かく見來る場合に、續いて直ちに起る問題は、當面の新體制運動が經濟體制の革新方策として、生産の增強擴大と計劃的統制との爲に、利潤至上原理と自由主義とを排撃するに際しては、それらの排撃對象の發生基盤たり、生みの親たる生産財産乃至單位生産經濟組織の民有制を徹底的に撤廢するであらうか、否撤去すべきものであらうか、といふことである。若も、自由主義と利潤至上主義との排撃そのことが、否更に財産民有制そのものの排撃が究極の目的とされる革新運動に就てあるならば、右の設問に對しては、直ちに然りとこれを肯定せねばならぬのである。しかし、現下日本の具體的問題となつてゐる新體制運動過程の經濟機構の革新は、高度國防國家建設の爲の軍需的生産力擴充強化及び戰時下の國民生活安定確保てふ一義的目的を主導因とするところの國家本位的革新であることは既に屢々指摘しておいた如くである。かくて、利潤至上主義と自由主義とを排撃する爲には、生産財産民有制の撤廢に迄も革新の巨歩を進め行くべきものであるか否かの問題は、右指摘する新體制下の經濟機構革新運動の本質的性格を基準として批判的に決定せらるべきことになる。

惟ふに、法制上の規定はともかくとして、我が國の傳統的國民感情の上では、各自の生命も、身體も、況や土

5) 手塚壽郎、ブルードンと所有權、(高岡博士紀念論文集農政と經濟、11頁) 参照。

地その他の物的財産も、これらは皆悉く、本来陛下に屬するものであり、皇國形成の要素であつて、自由主義的、唯物主義的私物ではないといふのが一般的國民的信念になつてゐるのである。⁶⁾ 自覺にまで強められた場合と然らざる場合との別はあるが、ともかくこれは一般的な國民的信念である。だから、國家總動員法に於ける財産關係の規定の全面的發動による執行は固より、更に國家權力による民有財産一切の無償收用でさへもが、我國に於けるその實行は、決して難事でないと思えるのである。だから今日に於て問題なのは、生産財産民有制一般撤去の可能如何ではなく、かゝる程度に迄新體制的經濟革新を進めて行く事が、果して高度國防國家建設の目的に對して皇國內經濟的諸力を最も能率的に利用し得る結果を導くに至るか否かの點である。倫理的には財産も亦廣義の大御寶であり所有者は今迄ただ受託管理者としてその地位を許されて來たと見るべきである。

これについては、次の諸點を顧る必要がある。即ち(1)生産諸要素の使用處分を内容にして大政翼賛でふ高貴なる職能に従事する者に對しては、その權能に對比する經濟的責任の負擔を負はしむることが、その權能亂用と責務荒怠とを豫防する作用を持つてふ現實的事情が存してゐること、⁷⁾ (2)箇々の生産活動的單位組織の經濟成績に對して、各別に明確なる價值計算的經理を基礎としての監査を加へることは合理的生産増強の必要前提をなす所以たること、⁸⁾ (3)國民一般を而して生産業務的職能活動を、全面的に權力を以て拘束して、完全に經濟上の創意的裁量を不可能ならしめるのは、經濟上の能率増進要求と矛盾すること、等の諸點である。⁹⁾ これらの諸點をも考慮しつつ、生産財産民有制に關する機構革新の問題を考察するに高度、國防國家の建設を目的としての新體制下の經濟革新は、生産財産、從つて生産活動單位組織の箇別的民有制の徹底的撤廢といふ深さへ迄は進み得ざるもので

6) 土地所有權の絶對性否定の思想は決して珍しい思想ではなくて、外國にも古くからある。なほナチス思想も根源に於てはこれを探つてゐる。(H. Sommerfeld, Der Unternehmer als Verwalter von Volksvermögen, 1934, S. 12., A. Herrmann u. A. Nitsch, Die Wirtschaft im nationalsozialistischen Weltbild, 1934, S. 29. なほ、自由主義的社會主義者フルードン亦、土地はもと、神が社

あり、又そこ迄は進むべからざるものであるといはねばならぬ。資金、資材、土地、勞働等生産諸要素の投用及び生産活動の内容に於ける經濟的經理等の各箇生産經濟的單位過程への公共的又は國權的強制干渉、價格、質銀、利潤等の經濟實質的諸契機への權力的統制は、新體制下の經濟機構革新進展の過程に於て、益々強化促進せらるべきであつて、實際上、此の種の必要は著々實踐的に解決せられて行くに相違ない。けれども、革新の深さは、新體制的革新の本質的性格よりこれを見れば、民有生産制の徹底的撤去の線へ迄進ましむべきでなく、又實際に進まざるものであらうと見透される¹⁰⁾。

以上は、新體制下の經濟機構の革新過程に於ける重要な實踐項目の一つとしてとり上げらるべき生産經濟的單位組織の機構革新問題に關し、これが考察方法的基本的大前提に就て、私見の要點を述べたのである。此的基本的大前提に立つて判斷すれば、結局、新體制下の革新的經濟機構の中に於ても、企業の存続は當爲であり且つ必ずであるとして結論せねばならぬ。これはただ原則である。特別の場合に純國有的事業の必要なるは論を俟たぬ。

かくの如く、新體制下の革新的經濟機構内に民有的企業の存続の當爲が結論されても、それだけで問題は解決しない。これに續く重要な問題として、新體制下の企業の性格如何てふ重要問題がある。即ち、新經濟機構下に企業の存続を見るにしても、それは今日迄の資本主義的經濟體制内にてその重要な基本要素になつてゐた企業との間に根本的な性格差を持つものでなければならぬ。國民經濟學でも經營學でも、今日迄學問は一般に、企業を以て利潤追求の機關とする見解に立つて、そこに企業の本質的概念を規定して來た。これは例を擧げる必要のない事柄だが、試に一例としてリーガーを指摘するならば、彼はいふのである。『企業は經濟生活上の活動

7) 會に國家に與へたもので、所謂土地所有權は國家に屬すとし、土地所有權の絕對性を否定してゐた。(手塚氏前掲論文10頁參照)
一定の權能に對して何等かの即ち經濟的又は地位的責任等外部的責任を伴はしめなくとも、各職能者が亦誠以て忠勤を勵むことは理想である。しかし、現實は必ずしも理想と完全に一致しないから、各人の利害を以て、それを引

によつて、利潤と稱せられる貨幣所得を追求する施設である。即ち企業の目的如何といふならば、それはただ利潤を追求することである¹¹⁾。學者の概念規定は或目標からの理念的典型確立の爲に現實への高度抽象化作用を行ふことを性質とするから、具體的現實を右の概念と對照すれば、そこに幾多の偏差的現象を見出すことになるのは議論を俟たない。しかし、今日迄學問上通有的に行はれて來てゐたところの企業概念は、企業の現實性格の把握として決して誤つたものではないのである。今や新體制下に、經濟機構の一新が急務となつて、利潤至上原理に關する革新が經濟革新の焦點的位置に立たされ、利潤ではなく、國家的生産の増強が、私益ではなく、國家的公益が、經濟上の優先的動因たるべしと要請されてゐるときに當つて、革新的經濟機構下に存立する生産經濟的單位組織が前述せる如き資本主義的性格の把持者たる儘の企業であつてならぬことは、いふを俟たざるところである。革新的經濟機構下に存立する生産經濟的單位組織はこれを企業と呼ぶにしても、その企業の本質的性格は從來の企業のそれと根本的に異つたものでなければならぬ。

新體制下の經濟機構に於て國民經濟の重要な單位的要素たるべき企業の本質的性格は次の如きものでなければならぬ。即ち、革新的經濟機構下の企業とは、國家及び國民の爲の生産實現を究極の目的として追求しながら、それ自體の費用補償條件に制約されて運轉される簡別所有制的地盤上の持續的價值活動體系である。費用は簡別的所有の制度下にて、特定生産の爲の手段としてその爲の犠牲となる價值である。従つて、その生産の結果若くはその他の契機が、當該簡別的生産經濟組織に對してその費用を回復せしむる作用を實現し得ないならば、その簡別的生産經濟組織に於ての生産の持續的の反復乃至再生産は遂に不可能になり、その生産經濟組織は倒潰に至ら

8) 當てとする制度によつて、外部的に職能上の忠勤性を保證する制度を完全に撤去することは出來ないとすべきである。又凡ての經濟人に對して重い待遇を與へることは實際上不可能で、それのみを引當たらしむることは出來ぬ。新經濟政策以來に於ける蘇聯の生産單位組織の經濟的機構はこれに關聯して好個の參考資料となる。

ねばならぬ。費用概念の中には、費用が本來箇別的所有制度を地盤としてその上に立つ單位的生産經濟に於ける生産上の價值犠牲なのであるから、所謂借入資本及び自己資本に對する一定の利子並びに諸危險補償料が他の費用諸要素と併せ含まれなくてはならぬ。企業は國家的公益に屬する生産實現を以て究極の目的とするけれども、持續的自體存立てふその本質的性格を維持する爲には、少くとも企業一體計算の上で費用補償の實現なる基本的條件に制約されることを免れないのである。勿論若しも、費用補償の條件的要請が國家的公益の優先原理と矛盾し衝突する場合には、其の條件的要請は撤去廢棄せられなくてはならぬ。而して、その場合には、企業の存立そのものも亦原理的には廢棄せられることになるのである。吾人は、國家的公益優先原理の前提下に實現される新經濟機構中の企業の革新的性格は利潤至上目的の撤去そのものでなければならぬと考へる。而して、それは、費用補償條件の制約を妨げるものではないのである。此の條件の制約を撤去すれば、最早企業は根柢的にこれが存立を止揚されるに至るてふ經濟的必然を顧なくてはならぬ。企業が利潤至上主義に立つ場合には、それは或は飽くことを知らぬ獨占利潤の追求や、或は法律的、社會的不正義を犯して願ぬ不正利潤の追求に迄陥つて行くのである。しかし國家的公益優先原理が制度的機構的に支配する環境的條件に於ける費用回復條件の制約は、企業をして右の如き國家惡、社會惡に陥らしむる危險を伴はぬ。企業は企業の儘で即ち國家的生産機關になり得る。¹⁴⁾

ただ茲に一點附言するを要する重要事がある。即ち右の如く新體制下の革新企業に費用補償の制約條件が性格として許さるべきものであるとしても、國家若くは公共團體が無條件的に一切の企業に對して費用就中利子費の回復を保證すべきものと誤解されてはならぬ。ただ、統制價格は正準費用を基礎とし原則として費用従つて利子

9) 私的營利至上主義に立脚する私人の創意は新體制下に於て許さるべきでないが、國家的公益を促進助成し少くともこれと矛盾せざる箇人の創意實行の餘地を完全に閉塞するのは、新體制の目的に沿ふ所以でない。しかし、實際に於ては、かゝる公益的創意の實行も漸次にその餘地を狭められるに至らう。

費等の諸要素の回復を可能ならしむべしといふに他ならぬ。現實に箇々の企業が費用を回復し得ることになるか否かは、當該箇々の企業の運営に於ける經濟能率に繫つて定まる。國家的公益優先の原理に従つて、運営されて、而も特に生産費の節約が高度に行はれるなら、そこには費用回復以上の企業収益が生じ得る譯で、それは純粹の利潤と呼ばれ得やう。利潤の歸屬對象は重要な一問題である。若し既に拂込資本への利子及び危険補償料が合理的に計理されてゐるならそれへの利潤歸屬には根據がない。それは、企業の從業者、國家、購買者等に配分歸屬せしめらるべきである。從業者に對するものは、特別の報償であつて、第一義的に刺戟的契機の意味を持たすべきものではない。とにかく、經濟機構革新論として大切な事には、費用殊に資本利子の回復が無條件に外部から保證され得るもの如き誤解を與へてはならぬ。そこに生産増進及び生産手段能率向上への努力の動因として、國家奉仕の道徳的情熱に對し、更に自己責任的經濟配慮が加はるのである。

以上に見たる如き、新體制下に於ける企業の革新的性格は、單に企業運営の指導的當事者が自ら主觀的態度を改めたといふだけで、これが實現を保證されべきものでないこと勿論である。更に、經濟上の行動原則は單に行動主體の素質的態度の產物たるに止らず、一層本質的にはその經濟行動を繞る制度的機構の產物なのである。前に、利潤至上主義が生産財産の箇別的民有制の兒であるといつたのも、畢竟、右の如き見解に立脚してゐる。しかし、利潤至上主義の撤廢は必しも經濟制度としての生産財産民有制度の徹底的撤廢を必要とするものではない。先にもいへる如く、高度國防國家建設でふ一義的の遂行の爲には、國民經濟全體に涉る計劃的運用の強化、従つて、資金、勞働、資材、土地等生産諸要素の投用、賃銀、價格、利潤等經濟過程の内容的諸契機への直

- 10) 新體制下に於ける生産民有制の是認は高度國防國家建設で至上目的への適合性とその根據を持つものである。自由主義的所有權概念と公益至上主義的所有權との間には峻別せらるべき本質的差があるのを看過してはならぬ。箇人絶對性的の世界觀に立脚する所有權概念の色彩は新體制下に於て些も許容せらるべき餘地を持たない。

接的強制干渉の高度強化が必至的に要請され、進んで、箇々の生産經濟的單位組織の職制機構に迄強制干渉の手が及んで行かねばならぬのである。若し、かゝる官公的干渉制度の強化と並んで、同時に單位組織の運営指導者の主觀的態度の上に變革が起るならば、生産財産の民有制度は存置されながらも、なほよく企業目的を利潤至上主義から國家本位的生産目的に轉化せしむることが出来るのである。かゝる前提條件が完備する限りに於て新體制的經濟機構に於ける企業の存立は許され又その革新的企業の本質が維持せられ得るのである。

既に、新體制的經濟機構中に革新的企業の存立が必要であつて、又その可能が見透されるとするならば、かゝる企業の運営を指導する者の任務、資格、並びにこれが地位の設置に關する制度等に就ては如何に考ふべきものであらうか。これが次の問題でなければならぬ。

二 新體制下の企業指導者を繞る諸問題

先づ、ここにいふ企業指導者の概念を定めておかねばならぬ。蓋し、經濟に關する學問の上では、古くから、ここにいふ企業指導者と混同され易い企業者の概念が慣用されてゐるからである。吾人の茲に取扱はうとするものは、經濟學上に普通にいふところの企業者ではなくて、それは特別に概念される企業指導者なのである。而も、二つの概念間には密接の關係があるから、企業指導者の概念を明かにするに必要ある程度に於て、所謂企業者の概念にも觸れておかねばならぬ。

企業者概念に就ても、綜合經濟學及び經營學を通じて一般に完全なる一致が存してゐる譯ではない。しかし、

11) W. Kieger, Einführung in die Privatwirtschaftslehre, 1928, S. 44.
12) 利子費の回復が企業存立の必要條件であるのは言を俟たぬ。更に、國民經濟的全體の上から見ても、箇別的分有制度の存する限り、利子は一定の積極的機能を持つてゐる。即ち、利子は、諸生産財逼迫の場合に於て、重點主義的經濟政策の實現を經濟法則の側面から促進して、權力的統制に協力し、これ

大體の見地に於ける通説的概念要素は認め得られる。それは二つである。即ち、企業者とは(一)企業活動の結果より來る損益を自ら負擔し、(二)企業構成要素の結合に關して自ら基本的綜合的決意を立て、これが起動的執行者たる者である。¹⁶⁾此の際、企業過程に於ける各種の具體的勞働執行の日常的管理に當り又はこれを統率する職能的活動は、實際には屢々右にいふ基本的綜合的決意の職能に附隨して同一機關の手を以て行はれてゐるけれども、而してそれは十全なる意味の具體的企業者の内容に屬してゐるけれども、しかし、かゝる具體的勞働統率の職能は企業者の本質的職能でない¹⁶⁾と見るのが通説になつてゐる。此の點は重要である。いづれにもせよ、學問上の企業者は大企業若しくは株式會社組織の企業に於ては、それが缺如することになるのである。十全なる意味の企業者は箇人的組織の企業に於てのみ存在し、その他の場合の企業に就ては企業者概念によつて把握される人格又は職能擔當の分裂が起ると見られるのである。それは右の(一)及び(二)の職能が分れて擔當される故である。

企業者概念の通説的把握は右の如くであるが、これにはなほ特殊な範疇のものがある。それは、茲に取扱ふ企業指導者の概念と對照せしむる意味に於て特にこれを指摘しておく必要がある。それはシユムベエタアの企業者概念である。シユムベエタアの概念する企業者は自ら企業結果の損益負擔者となる者ではなく、又彼は企業活動に於ける常規的管理者となるものでもないといふ點で、通説のそれとは大いに異なる性格を持つてゐる。シユムベエタアはいふのである。「企業者は經濟の領域に於て、指導の任に當る者で、指導とは何等か新規なこと、即ち經驗的、常規的操作法を以てしては處分の困難な事柄を實行すべき場合に現はれて來る職能なのである。¹⁷⁾要するに、法律的關係からは、たとへ企業に於ける「非獨立的」使用人たる地位の者であつても、製造仕入販賣等、何

を助ける作用をなす。vgl. H. Braeutigam, Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus, 1932, S. 41.

13) 國家危急の場合には勿論費用の回復條件を無視して、企業はただ無條件に生産目的の爲に努力し活動せねばならぬ。箇人が一死以て國に殉ずると同じ關係が生産經濟組織の上に現はれるのである。

につけ苟も彼が企業活動中に創意心、先見の明等の心理性を本質的要素とする決意を下して、その實行上の能動的地位を占める者である場合に、彼は眞の企業者なのであるといふのが、シユムベエタアの企業者概念である。¹⁴⁾

吾人の茲に取扱ふ企業指導者は通説の企業者とも、又シユムベエタアの企業者とも、重要な點に於て其の性質を異にしてゐる。即ち、吾人の茲に取扱ふ企業指導者は事實上、一定の企業的價值活動體系の實現を媒介する職能の人員組織に所屬してゐて、その人員組織の活動に對する最高管理者たるの地位を占め、従つて又他の組織内成員に對しては最高統率の職能をとるところのものである。而して、それは一箇人たることあり、或は又複數員の集團組織たることもある。先づ、かゝる企業指導者を以上に見たる企業者と對比して其の特質を一層明かならしめやう。(1)企業指導者は、必しも自ら企業結果の損益乃至經濟的危險を負擔するものたることを要しない。彼は今日迄のところ、箇人組織の企業に於ては同時に當該企業の所有的主體乃至業主であり、なほ又會社形態の企業に於て自ら株主又はその他の持分所有者であるが爲に、企業結果の損益を少くとも一部負擔する立場に立つてゐるがそれは企業指導者たる事の本質的要件ではない。(2)企業指導者は又企業活動の内容規定に就て究極的、第一次的決定者たることを要するものではないのである。たとへ、株主總會や一般取締役會や其の他國家機關や公益性經濟團體等が企業活動の内容的規定に關して、強制的命令を與へて企業の日常的最高管理者にその決意執行の任を課する場合でも、何人かゞ右の與へられる決意の執行過程の最高管理者であるならば、そこに當該企業の指導者があるのである。(3)企業指導者は企業に於ける生産諸要素の新結合の遂行者たることを要しない。國家の權力的機關や經濟統制團體等が企業に對して高度の計劃的統制を加へる場合には、企業の常規的的最高管理機關か

14) 費用補償條件の制約は、廣義の利潤原理に屬すといへる。蓋し、それは廣義利潤原理の消極面たる最小損失追求の性質を含むと見られるからである。しかし、國家的公益優先原理が支配する環境的條件に於ける費用補償原理は利潤至上主義又は最大利潤主義と本質的に異なる性質を持つてゐる。公益優先原理支配下の費用補償原理は必然的に經營構造又は能率の改善を手段とする

ら新結合決意の職能が大なる程度に奪ひとられる傾向が顯著である。即ち、シユムペエタアの企業者存立の餘地が益々制限されて行くのである。茲に取扱ふ企業指導者はシユムペエタアの企業者とは異り、受動的常規的結合たると新規創意の結合たるとを問ふことなく、ただ一定の企業に於ける生産諸要素の結合過程に對して經常的に、最高管理者であり最高統率者であれば足りるのである。以上、企業指導者の概念が定まつたから、進んで次の問題に移つて行かう。先づ、新體制下の企業指導者が負ふべき任務の特殊性について考察しやう。

先づ新體制下の企業指導者は從來のそれが職能上連帶的に負はされてゐた、シユムペエタア的新結合職能から高度に解放されるに違ひない。近時の綜合經濟學及び經營學は屢々、高度資本主義時代の特徴的現象として、資本の所有と經營との分離傾向てふ點を強調する。なる程、かゝることがいはれる場合に常にひき合に出される、大企業又は株式會社企業にありては、自己資本の所有者若くは株主が平常に於て業務執行上の最高意思の決定及び最高統率に當ることなく、その仕事は、自ら選定して設置する特定人(重役)をして職能的にこれに當らしめるのが原則的傾向になつてゐるといふ事實は存してゐる。¹⁹⁾しかし、自己資本の所有者又は株主は、かゝる最高管理機關を自らの手で設置し監督してゐるのであるし、²⁰⁾而してかゝる行爲自體が重要な最高意思の決定であるといへるから、所有と經營との分離は今日迄のところ、事實の上に於ては未だ完全に實現してゐる譯のものではないのである。ただ、ともかく近時の大企業に於ては自らが當該企業資本の完全所有者たると否とに不拘、事實上では經常的の最高管理者たる地位にある者が企業活動の内容に於ける諸要素結合に關する決意及びこれが起動的執行の重要任務を併せ擔當する傾向が、益々顯著になつて來てゐたのである。即ち、今日までの企業指導者には事實と

最小手段の追求を導く。そして、それは自ら國家的公益と一致する。vgl. Produktivität und Rentabilität in der Volkswirtschaft von H. Stackelberg in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Band 142, S.269.

15) 外部的統制には、直接に國家的權力より發するものと國家の委任に基く公共團體又は公益團體の手によつて行はれるものと二種があり得る。

してシムムベクタの企業者の任務が連帶的に附着してゐて、具體的には企業指導者の任務が企業者任務と結びついて同一人の上に課せられてゐたのである。然るに、新體制下の企業指導者は此の點について、根本的に負擔を軽減されることにならう。即ち、單純なる統制經濟の域よりも遙に進んで、高度國防國家建設でふ一義的目的の爲に要請される高度計劃的經濟統制の強化は、生産部門の選擇、投資の規模、生産要素投用方法、賃銀、價格、利潤、經理組織等諸企業要素に關して、法令や統制團體等の手を以て、益々強化される外部的制約を加へるに至るのを避け難いであらう。箇々の企業自體の立場に於ける活動内容自決の範圍は益々狭められ、極めて局限されたものになるのは、必至の勢と見るべきである。即ち、企業指導者からシムムベクタの企業者職能の負擔が大いに取去られることになるのである。新體制下に於ても、企業に於ける創意の重要性大なることが屢々指摘され、又その事の眞實なるは否定し得ない。だが、事實に於て箇々の企業に於ける活潑なる創意性と高度計劃的統制の強化とは相容れざる二律背反的要請で後者の爲に前者の大なる制限は新體制下に免れ難き必至である。さて、右の點だけから考へるならば、新體制下の企業指導者は従来よりも大いにその任務上の負擔を軽減されるといへるのだが、その代りに、従來經驗しなかつた新なる特殊の任務が彼等に負はされる必然性に注目せねばならぬ。それは、新體制下の企業の新性格と企業指導者の固有の地位とより來る必然的要請に根據を持つ。

第一に、企業指導者は、その配下従業者全員が、心から事業一體的に協力して職域奉公の至誠を盡し、以て産業上の活動を通じて皇業翼贊の大任を完遂し得る爲の主體的基礎條件として、各自が國體的臣道精神を人格的に消化體得するものとなり得る爲に、先づ身を以てその龜鑑となり原動力となり指導者となるべき任務を負ふので

- 16) K. Oberparleiter, „Risiko und Unternehmung“ 1Bd. von K. Meithner, Betrieb und Unternehmung, Festausgabe für J. Ziegler, S. 41 及び高田博士、經濟學新講第一卷、182頁以下參照。
- 17) A. Schumpeter, Unternehmer, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4. Aufl. Bd. VIII. S. 482.

ある。抑々新體制下の經濟組織の機構的原理は、速に傳統的原理たる自由主義利潤主義貸銀主義出世主義を止揚して、國家的公益至上主義と計劃的統制主義とに轉換すべきものなることが要請されてゐるのである。しかし、一方に於ては、傳統的原理が深く人間の一般的自然的性情に根ざすことと並びに傳統的原理が長き慣習的惰性によつて培養されて來たこととを顧み、他方に於て箇人又は部分集團の持つ智的能力に大なる限界が免れざることと思ふならば、前述せる革新的機構原理を確立して、これの完全なる運用によつて國防國家的生産擴充を實現するには、直接又は間接に、強く國家的權力によつて裏づけられた精密なる國家本位的計劃經濟制度が整備確立せられることの必要性を否定することが出來ない。かくて、産業上の凡ての職能者は強權的勢力に羈束されて外部からその行動一切を制約されるものとならしめられざるを得ないのである。ただ此の際それと同時に吾人は次の諸點の上にも思を走せる必要があると思ふ。即ち(1)人の行動に對する外部的強制の作用的效果には自ら或る限界の存することが免れない。強制力の及ばざるいはゞ眞空的生活領域もあるのである。(2)行動主體の内面的、性格的欲求と外部的強制的要求との間に何等かの矛盾的對立關係がある場合には、その衝突が妨碍因となつて、外部的強制的欲する方向に行動主體の全能力の發揮を期待し難いてふ心理的事情がある。(3)皇國産業人は産業上の機能的契機たると同時に國民であり、臣子である。故に、ただ産業的契機として機械的にその機能を果すのみではなくて、進んで國體的臣道觀を自ら人格的に消化體現することにならねばならない。以上の諸點を顧るならば、新體制下に於て制度としての革新的經濟機構が確立せられると共に、更に全産業人、全従業員の主體的性格の上にも、速に新體制的原理の線に沿へる根本的革新的齋らされる必要が痛感される。即ち、各従業員は速に、箇人

18) 中山、東畑譯、シユムペーター經濟發展の理論183頁以下參照。
19) 事實はさうでも、我が現行商法上の規定はさうでない。又舊獨逸商法に於ては、株主總會は會社業務の事項一切につき(定款との矛盾を除けば)有效な決定を行ひ得た。但し、新獨逸商法では(株式法103條)、株式會社の業務執行に關して株主總會の權限に重大なる制限を設けて取締役權の根本的強化を定

主義的世界觀と利己主義的生活態度とを蟬脱して、企業全員の一體の協力と職域奉公との二原理を基底として大業翼賛に至誠を盡すことに最高の意義を見出す主體的性格を確立せねばならない。此の場合、企業の指導者は企業従業員を成員とする構成體的社會組織に於いての彼の獨特の地位に制約されて、正に指導者の任務を負はねばならぬ。即ち、企業の指導者は率先して國體的臣道觀と皇民的生活原理とを消化して、實踐によつてこれを具體的に實現し、以て、全従業員に於ける右の如き性格的革新といはゞ皇國産業道的新經營精神の自覺的確立との爲に、自ら醗酵原體となり、自ら原動力たるべき任務を課せられる譯である。

第二に、企業指導者は一切の直接、間接の生産要素の使用効果を國家本位的に最高能率化するに就て企業内の指導者たる任務を負ふ。従來の企業原理は利潤至上主義性のものであつたに不拘、否正にその故にこそ、各種生産要素の使用方法の生産的合理化がとかく第二義的問題として取扱はれ、寧ろ獨占組織の強化、好景氣の追求、勞働諸條件の低劣化に第一義的意義が見出されるといふ傾向があつた。新體制下に於て、一切の生産要素がいつでも貴重なる國家資源たることの認識が確立されるならば、事業組織の合理化、生産の計劃化、及び一般技術の改善向上を基礎として、諸生産要素が良質廉價の原理に沿ひて、國家本位的最高能率を發揮せねばならぬ。これらの點に就て新體制下に企業内創意の餘地が漸次狭くなるが許された範圍で企業内の努力がなされねばならぬ。

第三に、企業指導者は勞働力の培養について、直接の最高管理者たる任務を負ふ。新體制的企業原理より見れば、最早、勞働力は利潤手段ではなくて、國家的生産要素であり、更に貴重なる皇民である。企業指導者は、その配下の従業者がそれ自體の新體制的性格の線に沿ひて、戦時經濟的生活保全を遂げ得る爲の、物的、社會的諸

20) めた。(大隅、八木、大森譯、現代外國法典叢書獨逸商法Ⅱ 248頁)
改正新獨逸商法でも、株主總會は監査役を選任し、監査役が取締役を選任する。故に株主總會は間接に取締役の選任を制約してゐる。(新獨逸商法株式法75條87條)日本現行商法が株主總會に與へてゐる權限の強大性は、茲に指摘するまでもない。

條件の整備の爲に最高の直接管理者たる配慮を盡さねばならぬ。それは資本主義的勞務管理とは異つて来る。

以上に新體制下の企業指導者の特殊的任務を見た。次に新體制下に於ける企業指導者設置の制度的機構に就て考察しやう。要約していへば、新體制下の企業指導者設置の制度的機構は、次の二原理を基礎として決定される必要がある。一は、企業指導者設置の際に、過去の素養と業績とを見て、前述せる企業指導者の任務遂行上の適格者を得ることである。二は、夫々の企業の上で現實に企業指導者の權能が執行されるに當り、權能の亂用と業務の荒怠とを防衛する爲め、これに對して何等か相當の責任條件を附着せしめ得ることである。

凡そ、新體制的經濟機構は個人主義と自由主義とに對して相容れざる性格のものであるべきだから、資本の所有者が任意に且つ當然に、自ら企業指導者となり或は他人をして代つて企業指導者たらしめ得るの建前に立つところの、現行の關係法制原理には根本的反省の加へらるべき必要が存してゐる。一般的にいへば、企業指導者の設置に關する革新的制度機構は、何等かの公的機關によつて、企業指導者たるべきものの學歷、經驗、性格等に關する箇別的審定が行はれ、これにより人物的適格性を確保し得る爲の客觀的保證を具備するものでなければならぬ。此の場合の公的機關としては種々なるものがあり得やう。國家的官憲組織、經濟部門的統制團體、各箇企業内の産業報國會等である。しかし、かくの如きは、一定人物の過去の諸内容的徵表に對する客觀的審定によつて、その任務の達成を保證し得る外部的要件の一半を明かにするに過ぎない。別に、現實の企業指導職務執行の過程に於ける權能亂用と職務荒怠とが内面的、自働的に豫防され得る爲に、職務相當の責任能力を保證し得る條件が具備せられなければならぬ。²¹⁾責任能力は、權能亂用又は職務荒怠に伴つて一定の自己負擔の發生を可能ならしめる基礎である。こゝにいふに自己負擔の主要なるものとしては、經濟的損失と地位待遇の喪失との二つが考へられるが、企業指導者の職務に就ては前者の自己負擔に對し一層重要な效果的意義を認むべきものである。その職務の

21) 尤も、今日までの資本主義的獨占組織下に於て、競争の餘地が狭められたり、或は又カルテル、コンツェルン、等にて箇々の企業に加はる外部的指令が高度化するに従つて、箇々の企業でのシユムベニア的企業者職能は漸次減退して來たのである。(J. Gerhardt, Unternehmertum und Wirtschaftsführung, 1930, S. 169.)

過怠から生ずる國民經濟的損害は普通に可能な箇人の地位喪失でふ責任では實際豫防し得ない程大きい。

新體制下に於ける企業指導者設置の制度的機構が、如何に具體化せらるべきかは、前述せる二原理を經とし、箇々の企業の規模と従業産業部門の種類とを緯として考察すれば、容易に合理的解決を得べき問題である。しかし、最早今ここでその具體的内容に關する考察を續ける餘裕を持つてゐないから、それは別の機會に待たねばならぬ。ただ、これについて一言するならば、次の如きことがいはれ得やう。即ち、企業の規模と部門の種類とから見て、一定範疇の企業の指導は、企業の所有者又はその選定するものが其の任に當り又一定範疇の企業の指導者は一部は企業の所有者又はその選定する者が而して他の一部は直接に當該企業に所有的關係を持たぬ公的機關の選定する者がこれに當るとすべきである。なほ、企業の所有者又はその選定する者が指導者となる場合には、任務に對する適格能力者の確保を保證し得る爲に、前述せる如き公的機關の資格審定を條件として、これに認可を與へる制度を確立すべきものである。而して、たとへ法人的形態の企業に於て所有者即ち株主その他の持分者が企業指導者の設置に就て少く共一定程度に干與權を與へらるべきものとしても、所有者にして指導者たらざるもの外部的干渉を排除し以て正當なる指導者機能の強化を確保し得る爲に、日常業務の執行に關しては、單純所有者の干渉權を本質的に制限すべき制度が併せて確立されねばならない。²⁴⁾

以上の諸制度が確立されて企業指導者とその任務を全うすれば、少くとも企業指導者に關する面より見たる限りに於て、新體制的經濟機構に於ける國家的公的生產機關としての企業の本質的機能が充分に發揮せしめられ得べき客觀的基礎茲に始めて備はるゝいへる。

- 22) 末梢の技術に關する創意には 勿論活動の餘地が残されてその意義また 勿論輕視すべきものではない。
- 23) 國家本位的經濟機構に於ける 責任能力の意義が箇人主義的公正維持の原理に根據を有せぬは勿論である。而して、一定の自己負擔感の壓迫によつて夫々の任務達成への努力を内面的に刺戟せんとする國家本位的責任制度は、一面に利己主義的心理の利用を意味するけれども、現實的事務の中にその合理的根據を持つとされねばならぬ。
- 24) 新獨逸商法株式法103條は「業務執行上ノ問題=付テハ、株主總會ハ取締役ノ請求アルトキニ限り、コレガ決定ヲナスコトヲ得」と定めてゐる。